

久留米市生活排水処理基本構想【改定】 に伴う説明会

久留米市企業局
上下水道部
下水道整備課

1. 現在の生活排水処理基本構想

『久留米市生活排水処理基本構想（平成20年8月策定）』

効率的で計画的な生活排水処理事業を推進することを目的に策定したもので

① 公共下水道 ② 農業集落排水 ③ 合併処理浄化槽

三つの手法により推進し、その整備目標を定めたもの

2. 取組の現状

◆久留米市の生活排水処理状況

事業名	人口（人）	構成比
公共下水道事業	264,225	87.6 %
農業集落排水事業	5,178	1.7 %
合併処理浄化槽事業	22,546	7.5 %
未処理（汲み取り・単独浄化槽）	9,663	3.2 %
合 計	301,612	100.0 %

令和4年度末現在

 合計で96.8%、国は令和8年度までに95%の整備を目指している。

3. 公共下水道の概況

◆公共下水道事業の沿革

年 月	主な事項	供用開始区域
昭和 42 年 8 月	事業認可	
昭和 47 年 5 月	津福処理場（現中央浄化センター）供用開始	久留米地区（供用開始）
平成 6 年 4 月	南部浄化センター供用開始	
平成 17 年 2 月	広域合併	
平成 20 年 4 月	田主丸浄化センター供用開始	田主丸地区（供用開始）
平成 21 年 4 月		北野地区（供用開始）
平成 24 年 3 月	市街化区域整備完了	
平成 26 年 4 月	地方公営企業法を適用	
平成 27 年 4 月		城島・三潴地区（供用開始）

4. 公共下水道事業の課題

① 国からの交付金の減少

- ・ 令和4年度以降の交付金が減少
整備完了が令和15年から令和32年度に遅延・長期化

② 下水道使用料収入の伸び悩み

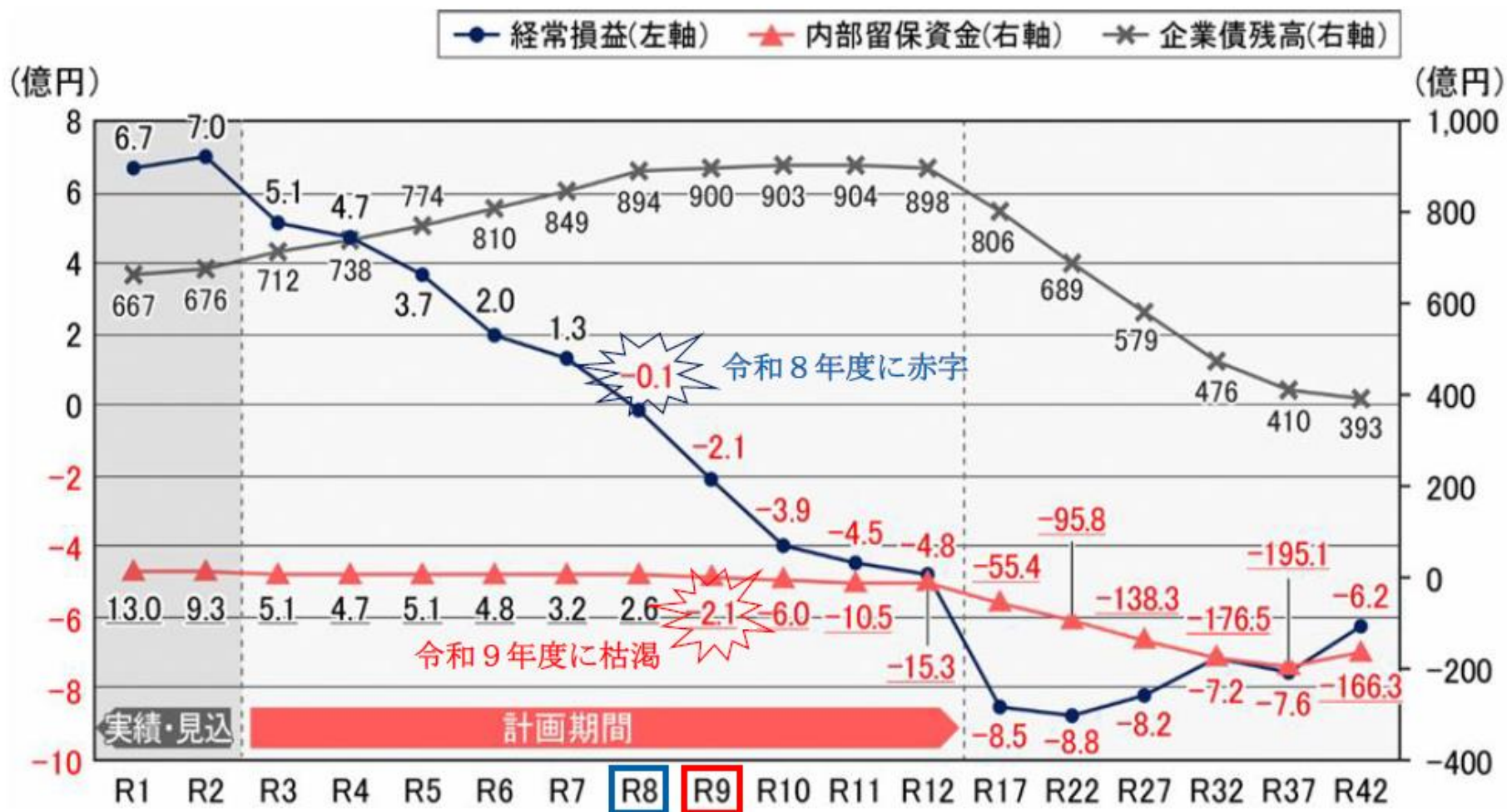
- ・ 投資効果の低下（人口密度の低い地域への整備）
- ・ 接続率の低下
（既に合併処理浄化槽の設置、高齢者世帯や空家の増加）

③ 維持管理費用の増加

- ・ 更新、長寿命化対策が必要な施設の増加
（供用開始から51年を経過）

5. 経営戦略の取組み

◆投資・財政計画の推計結果



出典:久留米市上下水道事業経営戦略(令和3年3月)

6. 経営安定化に向けた取り組み

- ① 建設改良費の更なる平準化・低減
- ② 汚水処理手法の最適化の検討
(今回の生活排水処理基本構想見直し)
- ③ 財源の確保及び財源構成の適正化
- ④ 下水道使用料水準の見直し

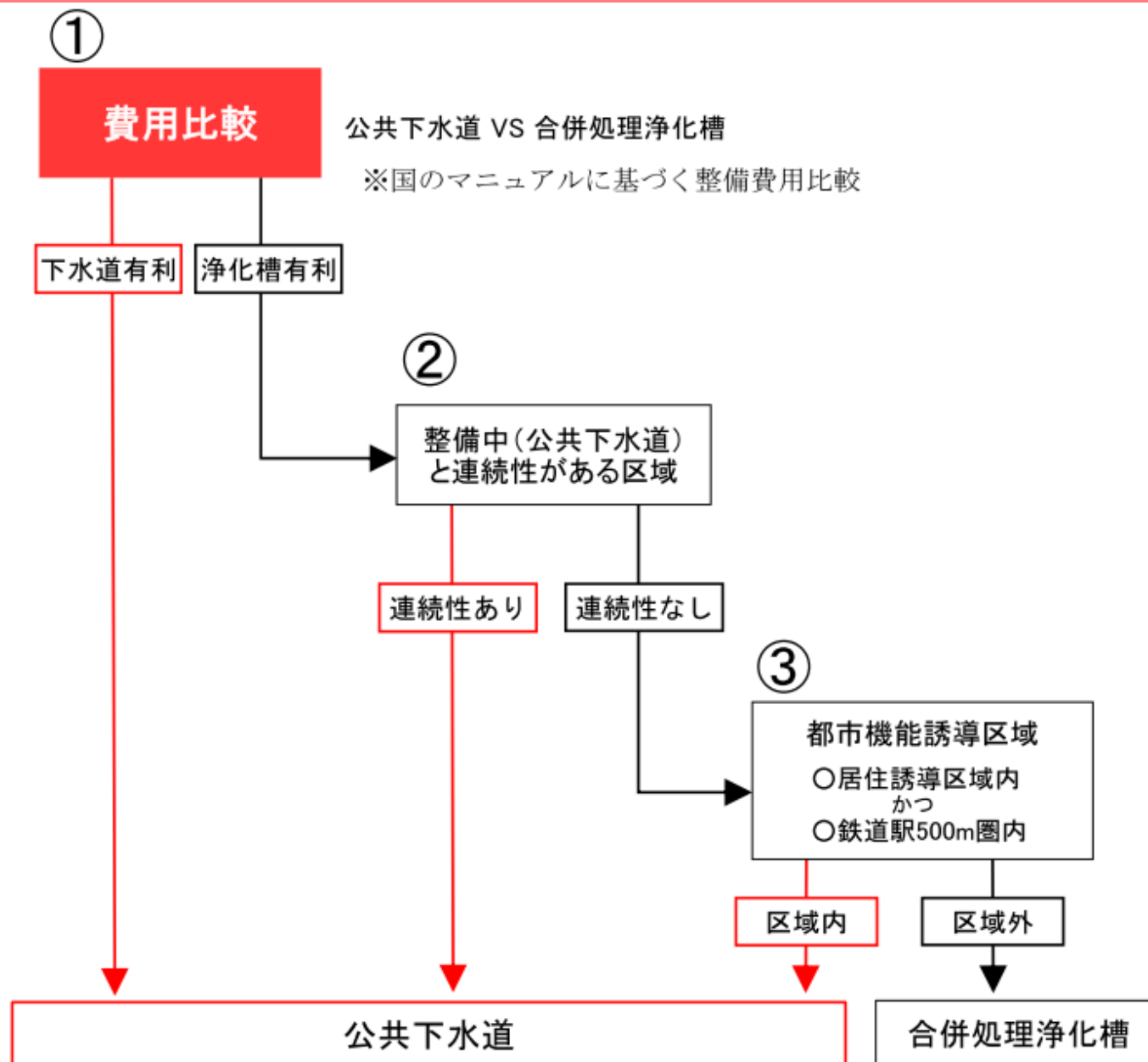
7. 公共下水道区域の見直し(基本方針)

国のマニュアルに従い、公共下水道と合併処理浄化槽の整備区域の再検証

- 検討に用いる人口及び世帯数は、令和27年度将来値
- 検討区域は、下水道計画区域（全体）
- 実績単価を用い、建設費・維持管理費を比較
- 整備エリアとの連続性と街づくりの視点を考慮

国土交通省・農林水産省、環境省（平成26年1月）
「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」

8. 公共下水道区域の見直し(見直しフロー)



9. 公共下水道区域の見直し(見直しの結果)

◆見直しの結果 (令和5年度まで整備済として算出した面積)

	旧久留米 (S47.5～)	田主丸 (H20.4～)	北野 (H21.4～)	城島 (H27.4～)	三潴 (H27.4～)	全体
現計画整備予定面積 (A)	167ha	228ha	67ha	64ha	307ha	834ha
見直し後整備予定面積 (B)	56ha	35ha	43ha	0ha	66ha	200ha
見直し前後の差 (A) － (B)	111ha	193ha	24ha	64ha	241ha	634ha

10. 見直し後の生活排水処理基本構想

- 公共下水道の完了目標年度を令和11年度とします。
- 合併処理浄化槽の完了目標年度を令和15年度とします。

◆見直し後の生活排水処理基本構想における整備計画

事業名	地区名	完了予定年度	
		見直し前	見直し後
公共下水道	旧久留米・北野	令和 8 年度	令和 11 年度
	城島		令和 5 年度
	田主丸・三潴	令和 15 年度	令和 11 年度
農業集落排水	田主丸・北野	平成 9～26 年度整備済み	
合併処理浄化槽	全市域	令和 15 年度	

11. 今後の課題

◆公共下水道事業

- ・ 交付金や使用料等の財源確保
- ・ 建設改良費の平準化・低減
- ・ 接続率の向上
- ・ 官民連携による業務効率化・コスト縮減

◆農業集落排水事業

- ・ 公共下水道との統合

◆合併処理浄化槽事業

- ・ 「市町村設置型」、「個人設置型」の制度の統一
- ・ 補助制度の新設

公共下水道事業とは

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水の水質の保全に資するもので、終末処理場で集合処理する事業。

主として市街地における汚水の排除に適している。

公共下水道の特徴

- 計画的な汚水処理の普及
- 公共用水域の水質保全
- 建設費への大きな公共投資

14. 下水道が供用開始されると

① 受益者負担金

例) 敷地面積 330m^2 の場合 56,430円 (171円/㎡)

※ 土地に対して一度だけ負担。

下水道に接続するしないにかかわらず納めていただくもの

② 工事費

例) し尿くみ取りからの転換

宅内に係る工事費 約40万円

便槽撤去に係る工事費 約12万円

※ 下水道法により、供用開始日より3年以内の接続義務

合計 ① + ② 576,430円

合併処理浄化槽事業とは

公共用水域の保全のため、各家庭の生活排水をその敷地内に設置する浄化槽で個別に処理する事業。

比較的人口密度の低い地区に適している。

合併処理浄化槽の特徴

- ・し尿と併せて生活雑排水も処理できる
- ・公共用水域の水質保全
(処理能力は下水道と同等)
- ・短期間に整備ができ、汚水処理の効果がすぐに得られる

浄化槽の種類

① **合併処理浄化槽** ⇒ し尿 + 生活雑排水を処理

② **単独処理浄化槽** ⇒ し尿のみを処理

生活雑排水 ⇒ 垂れ流し（未処理）

平成13年4月以降、新規の設置が禁止！

合併処理浄化槽の補助制度〔現行〕①

- ・ **対象地域**

市内全域

（下水道事業認可、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業区域を除く）

- ・ **補助対象**

申請者本人が居住する住宅

5～10人槽

- ・ **補助対象外**

借家、建売住宅、下宿・寄宿舍、養護施設等

合併浄化槽が設置された建物の建替えに伴い設置する場合

既設の合併浄化槽を更新する場合

合併処理浄化槽の補助制度〔現行〕②

本体設置補助

処理能力	基準額	補助額
5 人槽	8 3 万円	3 3 万円
7 人槽	1 0 4 万円	4 1 万円
1 0 人槽	1 3 8 万円	5 4 万円

+

転換上乗せ補助（上限額）

宅内配管費	既槽撤去費
3 0 万円	9 万円

※ 転換 ― 単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽に切換えること

※ 補助額は、国・県・市 各1/3 ずつ負担

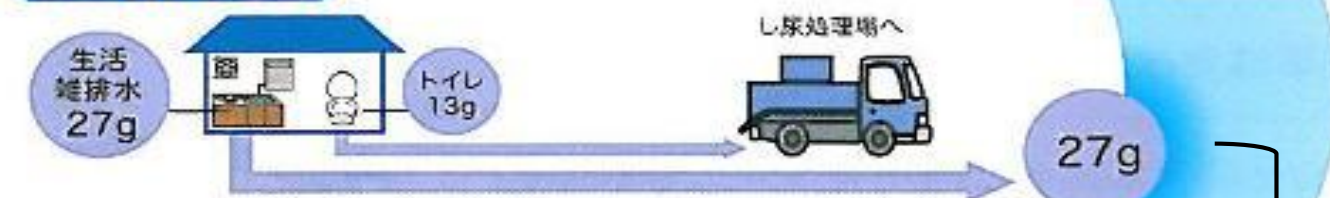
20. 処理ごとの汚れの量

処理ごとの川へ流れる汚れの量

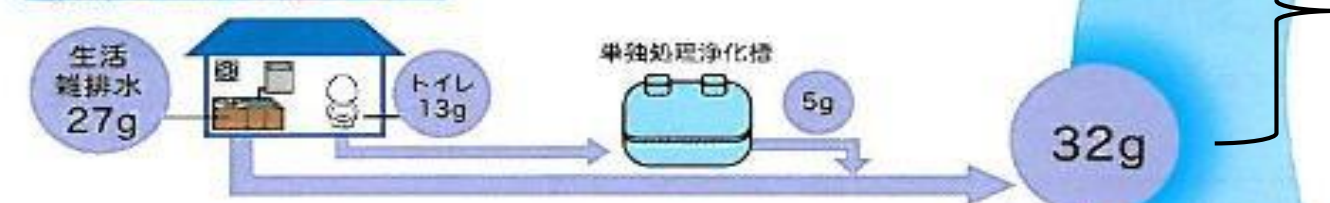
【家庭から出る汚れの量】

【川や海へ流れ出る汚れの量】

汲み取りの場合



単独処理浄化槽の場合



合併処理浄化槽または下水道の場合



重点課題

全国 8 8 0 万人

合併処理浄化槽と下水道の個人負担比較

● 単独浄化槽から合併浄化槽または下水道に切換える場合の一例

敷地面積330㎡、住宅の延床面積140㎡の場合

合併浄化槽 (個人型)	浄化槽整備時必要経費 156万円						受益者 負担金	整備時経費 156万円		ランニング コスト (年間)
	本体設置 104万円		宅内配管 40万円		既存槽撤去 12万円			補助金	個人負担額	
浄化槽 7人槽	補助 41万円	個人 63万円	補助 30万円	個人 10万 円	補助 9万円	個人 3万 円	－	約80万円	約76万円	5.8万円
下水道	不要		個人 40万円		個人 12万円		個人 6万円	－	約58万円	4.2万円 (48m³/2月)



ご清聴ありがとうございました